

印鑑レス口座取引規定

本規定は印鑑レス口座取引に関する取り扱いを定めたものです。

1. (印鑑レス口座)

- (1) 印鑑レス口座とは、取引口座の開設にあたり、当行への印鑑の届け出を行わない口座をいいます。
(ただし、口座開設アプリ申込口座は除きます)
- (2) 印鑑レス口座を開設できるのは、印鑑レス口座を事業用として利用する予定のない個人のお客さまとします。
- (3) 印鑑レス口座とできるのは、普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）口座、総合口座取引の貯蓄預金口座、定期預金口座です。

2. (取引の制限等)

- (1) 印鑑を届け出ている口座を印鑑レス口座に変更することはできません。
- (2) 口座開設時に普通預金口座を印鑑レス口座とする場合、移動体通信事業者等が提供するショートメッセージサービス（以下「ショートメッセージサービス」といいます。）を利用可能な電話番号を当行に届け出るものとします。
- (3) 印鑑レス口座開設後、当行本支店の窓口にて普通預金の通帳切替を希望する場合は、第5項の手続きに従っていただき、印鑑の届け出が必要となります。
- (4) 印鑑レス口座の普通預金取引継続中は、キャッシュカードの利用を取りやめることはできません。
- (5) 印鑑レス口座では以下の取引を行うことはできません。
 - A. 法令等により印影を必要とする取引
 - B. その他当行にて印影を必要とする所定の取引

3. (印鑑レス口座にかかる取引)

- (1) お客さまが、当行本支店の窓口において、印鑑レス口座を取引される場合は、当行が別途定める「キャッシュカード規定（個人用）」第12条第1項に基づく所定の確認を行います。この場合、当行所定の本人確認書類の提示のほか、第四北越りとするばんく、通帳アプリの通帳画面の提示または通帳が発行されている口座のお取引においては通帳の提示を求めることがあります。
- (2) 当行の判断により、前項の確認によらず、届け出の電話番号に対するショートメッセージサービスを利用した当行所定の方法による確認を行うことがあります。
- (3) 当行がお客さまの印鑑レス口座での取引依頼の受け付けを謝絶したことにより、お客さまに損害が生じた場合であっても、当行に故意または重大な過失があるときを除き、一切の責任を負わないものとします。

4. (普通預金以外の商品への拡張)

普通預金以外の商品（以下「他の商品」といいます。）への印鑑レス取扱いの適用をお客さまが希望される場合は、当行所定の方式により申し込み、当行が承諾したときに、他の商品の取引口座が印

鑑レス口座となるものとし、本規定が適用されるものとします。

5. (印鑑レス口座から印鑑照合により本人確認を行う取引口座への変更)

印鑑レス口座を取引継続中のお客さまは、口座ごとに印鑑の届け出手続きを行うことで、印鑑レス口座を印鑑照合により本人確認を行う取引口座に変更することができます。印鑑の届け出手続きの際には、キャッシュカードを提出し、第3項(1)に定める確認を行います。この場合、当行所定の本人確認書類の提示を求めることがあります。

6. (印鑑レス口座の停止等)

- (1) 当行は、以下の場合、印鑑レス口座の取り扱いを一時的に停止することがあります。ただし、当行において停止事由が消滅したと判断したときは、速やかに停止を解除します。
 - A. お客さまが本規定に違反するなど、当行が印鑑レス取扱いの停止を必要とする相当の事由が生じたとき。
 - B. 住所や携帯電話番号の変更等を行わなかったなど、当行においてお客さまの所在ないし連絡先が不明となったとき
 - C. 印鑑レス口座の取扱いが、キャッシュカードの偽造・盗難・紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断したとき
- (2) 当行は、印鑑レス口座の取扱いの継続的な提供に支障があると判断したときその他必要と認めたときは、提供を中止し、または打ち切る場合があります。
- (3) 当行が印鑑レス口座の取扱いの適用を一時的に停止し、または提供を中止し、もしくは打ち切るにより、お客さまに損害が生じた場合であっても、当行に故意または重大な過失があるときを除き、一切の責任を負わないものとします。

7. (他の規定の適用)

印鑑レス口座取引については、各種預金規定、キャッシュカード規定(個人用)、e ネットバンキングご利用規定、電子装置仕様による取引規定、各種商品に関する規定、および各種サービスに関する規定(これらに付随する特約を含みます。)も適用されるものとし、これらの規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

8. (規定の変更等)

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以 上

2024 年 12 月 9 日制定